

令和2年12月1日

共同研究における間接経費の見直しについて

国立大学法人滋賀医科大学

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より、滋賀医科大学の学術研究及び産学連携活動の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、滋賀医科大学では企業等との共同研究における間接経費の取扱いを変更することといたしました。

経緯といたしましては、平成28年度に「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（文部科学省・経済産業省）が策定され、大学と産業界における「組織対組織」の「本格的な共同研究」が期待される一方で、大型の共同研究を進めれば進めるほど、こうした管理的経費の不足が生じてしまい、大学の経営に悪影響を及ぼす可能性が否めないとの分析がなされておりました。これを受けて滋賀医科大学の実績に対する間接経費を改めて試算したところ、全体として直接経費の概ね35%程度の間接経費が必要とのデータとなり、企業等との共同研究における弊学の負担が非常に大きくなっていることが明らかとなりました。

これまで滋賀医科大学との共同研究を実施していただいている企業等の皆様には、共同研究に要する経費として直接研究に必要となる消耗品費、旅費等（直接経費）をご負担いただく他、直接経費以外に必要となる経費（間接経費）として直接経費の10%に相当する金額をご負担いただいております。しかしながら、研究を継続して遂行するためには、間接的な経費が不可欠であり、現状の10%を維持した場合、大学の経費削減の努力では資金不足を吸収できず、研究活動の継続に影響を及ぼしかねない状況となっております。

つきましては、現在、直接経費の10%と定めております間接経費の率を、30%へ改定のうえ、令和3年4月1日以降に研究を開始する又は契約を締結する共同研究から、下記のとおりご負担をお願いすることといたしましたので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

